

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画の策定が困難とする理由	基本計画の策定が困難とする理由の詳細	「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」における記載事項	オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を開始する時期	具体的な取組内容及び今後の工程	(項目番号14で「現時点で時期を示すことが困難」とを選択した場合)その理由と、解決すれば取組が開始できると考えられる期間 (項目番号14で「取組が適当でない」とを選択した場合)各府省が「取組が適当でない」とする具体的な理由	制度の在り方や仕組み等について協議を行う関係機関	(項目番号17に記載した場合)関係機関と協議を行う内容・時期	
総務省	12615	危険物取扱者試験の受験申請	消防法	5 国民等	4-2 独立行政法人等又は地方等	1-1 実施済	363,396	118,229	一般財団法人消防試験研究センターに試験の受験申請を行う。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	危険物取扱者免状のデジタル化の実現可能性を検討しており、一般財団法人消防試験研究センター等と、スキームの構築や手数料額の取扱いも含めた調整が必要になるところ、10月までの基本計画策定は不可能である。	総務省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格情報連携に関する管理システムの開発・構築の状況を踏まえつつ、危険物取扱者免状のデジタル化の実現可能性を、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。 【可能なものから順次措置】	②令和4年上期	電子申請を拡大させるための施策について、一般財団法人消防試験研究センターと論点整理を行っている。令和5年度中に協議を終了させ、基本計画の策定に着手する。	一般財団法人消防試験研究センター	電子申請を拡大させるための施策について現在協議を行っているところ、令和5年度中に協議を終了させる。		
総務省	9108	本人等による住民票の写し等の交付請求	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	64,513,302	645,135,020	市町村長が備える住民基本台帳に記載されている者又は当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一的な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の検証などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体が検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。	⑦令和6年下期以降(項目番号15で明示)	住民記録システム標準仕様書【20版】において、オンラインによる証明書の申請(公的個人認証サービスを用いた証明書の電子申請)に対応するための機能を「実装すべき機能」として位置づけられており、令和7年度以降、この標準仕様書に適合したシステムへの全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、本人等以外による住民票の写し等の交付請求に係るオンライン利用率を調査し、必要な対策を講ずる。 なお、コンビニ交付については、未対応自治体の解消に向けて、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構と協力し、導入推進に向けた実証事業を実施し、システム構築・運用のコストなどの課題から導入が進んでいない小規模な団体が安価にサービスを導入できるように、証明発行サーバをクラウド化し、共同で使用できるシステムを開発したところである。 また、住民票の記載事項に係る行政機関間の情報連携について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)のデジタル原則等も踏まえ、住民の利便の増進と行政の合理化に資するよう、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大に努めている。	デジタル庁・地方公共団体情報システム機構・市区町村	システム標準化のスケジュールについては、随時、関係機関と協議し、検討を進めているところである。			
総務省	9110	本人等以外による住民票の写し等の交付申請	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	64,513,302	645,135,020	市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者等から住民票の写し又は住民記録事項証明書の交付を請求することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一的な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の検証などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体が検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。	⑦令和6年下期以降(項目番号15で明示)	住民記録システム標準仕様書【20版】において、オンラインによる証明書の申請(公的個人認証サービスを用いた電子申請)に対応するための機能を「実装すべき機能」として位置づけられており、令和7年度以降、この標準仕様書に適合したシステムへの全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、本人等以外による住民票の写し等の交付請求に係るオンライン利用率を調査し、必要な対策を講ずる。 なお、コンビニ交付については、未対応自治体の解消に向けて、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構と協力し、導入推進に向けた実証事業を実施し、システム構築・運用のコストなどの課題から導入が進んでいない小規模な団体が安価にサービスを導入できるように、証明発行サーバをクラウド化し、共同で使用できるシステムを開発したところである。 また、住民票の記載事項に係る行政機関間の情報連携について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)のデジタル原則等も踏まえ、住民の利便の増進と行政の合理化に資するよう、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大に努めている。	デジタル庁・地方公共団体情報システム機構・市区町村	システム標準化のスケジュールについては、随時、関係機関と協議し、検討を進めているところである。			
総務省	9111	本人等以外による住民票の写し等の交付申請(特定委任者)	住民基本台帳法	6 民間事業者等	3 地方等	1-1 実施済	64,513,302	645,135,020	市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、委任している事件又は事務の依頼者が自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者等から住民票の写し又は住民記録事項証明書の交付を請求することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一的な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の検証などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体が検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。	⑦令和6年下期以降(項目番号15で明示)	住民記録システム標準仕様書【20版】において、オンラインによる証明書の申請(公的個人認証サービスを用いた電子申請)に対応するための機能を「実装すべき機能」として位置づけられており、令和7年度以降、この標準仕様書に適合したシステムへの全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、本人等以外による住民票の写し等の交付請求に係るオンライン利用率を調査し、必要な対策を講ずる。 なお、コンビニ交付については、未対応自治体の解消に向けて、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構と協力し、導入推進に向けた実証事業を実施し、システム構築・運用のコストなどの課題から導入が進んでいない小規模な団体が安価にサービスを導入できるように、証明発行サーバをクラウド化し、共同で使用できるシステムを開発したところである。 また、住民票の記載事項に係る行政機関間の情報連携について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)のデジタル原則等も踏まえ、住民の利便の増進と行政の合理化に資するよう、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大に努めている。	デジタル庁・地方公共団体情報システム機構・市区町村	システム標準化のスケジュールについては、随時、関係機関と協議し、検討を進めているところである。			
総務省	9112	戸籍の附票に記載されている者等による戸籍の附票の写し等の交付請求	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	6,266,080	62,660,080	市町村長が備える戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一的な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の検証などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体が検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。	⑦令和6年下期以降(項目番号15で明示)	現在、検討を進めている戸籍附票システムの標準仕様書において、オンラインによる証明書の申請(公的個人認証サービスを用いた証明書の電子申請)に対応するための機能を「実装すべき機能」として位置づけられており、令和7年度以降、この標準仕様書に適合したシステムへの全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、オンライン利用率について調査し、必要な対策を講ずる。 なお、コンビニ交付については、未対応自治体の解消に向けて、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構と協力し、導入推進に向けた実証事業を実施し、システム構築・運用のコストなどの課題から導入が進んでいない小規模な団体が安価にサービスを導入できるように、証明発行サーバをクラウド化し、共同で使用できるシステムを開発したところである。 また、戸籍の附票の記載事項に係る行政機関間の情報連携について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)のデジタル原則等も踏まえ、利便の増進と行政の合理化に資するよう、同システムの利用拡大に努めている。	デジタル庁・法務省・地方公共団体情報システム機構・市区町村	システム標準化のスケジュールや戸籍附票システムの標準仕様書については、随時、関係機関と協議し、検討を進めているところである。			
総務省	9114	戸籍の附票に記載されている者等以外からの戸籍の附票の写し等の交付申請	住民基本台帳法	5 国民等	3 地方等	1-1 実施済	6,266,080	62,660,080	市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者等から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申請があり、かつ、当該申請を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一的な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の検証などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体が検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。	⑦令和6年下期以降(項目番号15で明示)	現在、検討を進めている戸籍附票システムの標準仕様書において、オンラインによる証明書の申請(公的個人認証サービスを用いた証明書の電子申請)に対応するための機能を「実装すべき機能」として位置づけられており、令和7年度以降、この標準仕様書に適合したシステムへの全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、オンライン利用率について調査し、必要な対策を講ずる。 なお、コンビニ交付については、未対応自治体の解消に向けて、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構と協力し、導入推進に向けた実証事業を実施し、システム構築・運用のコストなどの課題から導入が進んでいない小規模な団体が安価にサービスを導入できるように、証明発行サーバをクラウド化し、共同で使用できるシステムを開発したところである。 また、戸籍の附票の記載事項に係る行政機関間の情報連携について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)のデジタル原則等も踏まえ、利便の増進と行政の合理化に資するよう、同システムの利用拡大に努めている。	デジタル庁・法務省・地方公共団体情報システム機構・市区町村	システム標準化のスケジュールや戸籍附票システムの標準仕様書については、随時、関係機関と協議し、検討を進めているところである。			
総務省	9115	戸籍の附票に記載されている者等以外からの戸籍の附票の写し等の交付申請(特定委任者)	住民基本台帳法	6 民間事業者等	3 地方等	1-1 実施済	6,266,080	62,660,080	市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票について、特定事務受任者から、委任している事件又は事務の依頼者が自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者等から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申請があり、かつ、当該申請を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	市町村の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに国において策定した統一的な基準(標準仕様)に適合したシステムに移行することが目指されており、具体的には、各市町村において下記の工程が想定されている。 ・令和3年度～令和4年度:推進体制立ち上げ、現行システムの概要調査、現行システムと標準仕様との比較、移行計画作成 ・令和5年度～令和7年度:システム移行時の設定、データ移行、テスト・研修、条例・規則等の改正、既存環境の設定変更 このように、令和7年度に向けて、現行システムと標準仕様システムとの差異の分析やそれに伴う業務への影響の検証などの準備行為、データ移行などのシステム移行作業等を行う必要があり、各団体の現行システムの契約の更新のタイミングも考慮しながら、各団体が検討や調整が進められているところであり、そうした状況の中で、オンライン利用率について一律に目標を設け、実効的な計画を策定することは困難であると考えております。	⑦令和6年下期以降(項目番号15で明示)	現在、検討を進めている戸籍附票システムの標準仕様書において、オンラインによる証明書の申請(公的個人認証サービスを用いた証明書の電子申請)に対応するための機能を「実装すべき機能」として位置づけられており、令和7年度以降、この標準仕様書に適合したシステムへの全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、オンライン利用率について調査し、必要な対策を講ずる。 なお、コンビニ交付については、未対応自治体の解消に向けて、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構と協力し、導入推進に向けた実証事業を実施し、システム構築・運用のコストなどの課題から導入が進んでいない小規模な団体が安価にサービスを導入できるように、証明発行サーバをクラウド化し、共同で使用できるシステムを開発したところである。 また、戸籍の附票の記載事項に係る行政機関間の情報連携について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)のデジタル原則等も踏まえ、利便の増進と行政の合理化に資するよう、同システムの利用拡大に努めている。	デジタル庁・法務省・地方公共団体情報システム機構・市区町村	システム標準化のスケジュールや戸籍附票システムの標準仕様書については、随時、関係機関と協議し、検討を進めているところである。			
総務省	9121	署名用電子証明書の発行の申請	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	国民等	独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構)	実施済	5,105,746		マイナンバーカードに係る電子署名のうち、署名用電子証明書の発行申請手続。市町村の窓口において、対面で本人確認を行う必要がある。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	マイナンバーカードの申請・交付の手続には、申請者の利便性向上のため、主として①交付時来庁方式(郵送又はオンラインで申請し、交付時に市区町村窓口で対面の本人確認を行った上でカードを受け取る方式)と②申請時来庁方式(市区町村窓口で対面の本人確認を行った上で申請し、郵便等により自宅までカードを受け取る方式)の2つの方式があり、手続中、各団体の本人確認が必須とされている。これは、マイナンバーカードの電子証明書について国際的な基準(NIST SP800-63-A)において規定されている最高レベルを最高位のものとする観点からも必須です。 今回の国会において申請時に着目した形でオンライン化率を引き上げる計画を策定することは、交付申請者の選択権を交付時来庁方式に限定することにつながるため、計画の策定が困難であると考えています。	⑧現時点で時期を示すことが困難		令和3年10月～12月におけるマイナンバーカードの申請受付数は約300万枚、そのうち申請時来庁方式で申請を受け付けた数は約40万枚、その割合は約13%である。その他は、交付時来庁方式で交付されることとなるものであり、約260万枚、その割合は約87%である。 マイナンバーカードの申請は、オンラインにより申請するか、郵送により申請するかを申請者の意向により選択できる環境を整えているところであり、オンラインによる申請を選択された方は、令和3年10月～12月においては、申請受付数全体のうち約70%の割合となっている。 このように、希望する方がオンライン申請を行うことができる環境は既に整えているが、その上で、QRコード付き申請書をカード未取得者に送付する事業の実施等を通じて、より多くのオンライン申請を促す取組についても、引き続き進めたいと考えている。				

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画の策定が困難とする理由	基本計画の策定が困難とする理由の詳細	「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」における記載事項	オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を開始する時期	具体的な取組内容及び今後の工程	(項目番号14で「現時点で時期を示すことが困難」を選択した場合) その理由と、解決すれば取組が開始できると考えられる限る	(項目番号14で「取組が適当でない」を選択した場合) 各府省が「取組が適当でない」とする具体的な理由	制度の在り方や仕組み等について協議を行う関係機関	(項目番号17を記載した場合) 関係機関と協議を行う内容・時期
総務省	10040	利用者証明用電子証明書の発行の申請	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	国民等	独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構)	実施済	5,396,513		マイナンバーカードに係る電子証明書のうち、利用者証明用電子証明書の発行申請手続、市町村窓口において、対面での本人確認を行う必要がある。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	マイナンバーカードの申請・交付の手続には、申請者の利便性向上のため、主として①交付時来庁方式(郵送又はオンラインで申請し、交付時に市区町村窓口で対面での本人確認を行った上でカードを受け取る方式)と②申請時来庁方式(市区町村窓口で対面での本人確認を行った上で申請し、郵便等により自宅までカードを受け取る方式)の2つの方式があり、手続中、対面での本人確認が必須となっています。これは、マイナンバーカードの電子証明書について国際的な基準(NIST SP800-63-A)において規定されている身元確認保証レベルを最高のものとする観点からも必須です。今回の国会において申請時に着目した形でオンライン化率を引き上げる計画を策定することは、交付申請者の選択権を交付時来庁方式に限定することにつながるため、計画の策定が困難であると考えています。	⑧現時点で時期を示すことが困難			令和3年10月～12月におけるマイナンバーカードの申請受付数は約300万枚、そのうち申請時来庁方式で申請を受け付けた数は約40万枚、その割合は約13%である。その他は、交付時来庁方式で交付されることとなるものであり、約260万枚、その割合は約87%である。マイナンバーカードの申請は、オンラインにより申請するか、郵送により申請するかを申請者の意向により選択できる環境を整えているところであり、オンラインによる申請を選択された方は、令和3年10月～12月においては、申請受付数全体のうち約70%(約216万枚)となっている。このように、希望する方がオンライン申請を行うことができる環境は既に整えているが、その上で、QRコード付き申請書をカード未取得者に送付する事業の実施等を通じて、より多くの方にオンライン申請を促す取組についても、引き続き進めたいと考えている。			
総務省	10080	個人番号カードの再交付申請	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムに関する特定個人情報の提供等に関する省令	国民等	地方等	実施済	2,595,122		既に交付を受けているマイナンバーカードを紛失した場合等における再交付申請手続、申請時又は交付時に、市町村の窓口において、対面での本人確認を実施している。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	マイナンバーカードの申請・交付の手続には、申請者の利便性向上のため、主として①交付時来庁方式(郵送又はオンラインで申請し、交付時に市区町村窓口で対面での本人確認を行った上でカードを受け取る方式)と②申請時来庁方式(市区町村窓口で対面での本人確認を行った上で申請し、郵便等により自宅までカードを受け取る方式)の2つの方式があり、手続中、対面での本人確認が必須となっています。これは、マイナンバーカードの電子証明書について国際的な基準(NIST SP800-63-A)において規定されている身元確認保証レベルを最高のものとする観点からも必須です。今回の国会において申請時に着目した形でオンライン化率を引き上げる計画を策定することは、交付申請者の選択権を交付時来庁方式に限定することにつながるため、計画の策定が困難であると考えています。	⑧現時点で時期を示すことが困難			令和3年10月～12月におけるマイナンバーカードの申請受付数は約300万枚、そのうち申請時来庁方式で申請を受け付けた数は約40万枚、その割合は約13%である。その他は、交付時来庁方式で交付されることとなるものであり、約260万枚、その割合は約87%である。マイナンバーカードの申請は、オンラインにより申請するか、郵送により申請するかを申請者の意向により選択できる環境を整えているところであり、オンラインによる申請を選択された方は、令和3年10月～12月においては、申請受付数全体のうち約70%(約216万枚)となっている。このように、希望する方がオンライン申請を行うことができる環境は既に整えているが、その上で、QRコード付き申請書をカード未取得者に送付する事業の実施等を通じて、より多くの方にオンライン申請を促す取組についても、引き続き進めたいと考えている。			
総務省	8921	行政相談の申出	総務省設置法	5 国民等	1 国民	1-1 実施済	163,689	9,450	行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を速速するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みである。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	当該手続は、対面、電話、FAX、電子メールで受け付けており、オンライン化(平成10年)はすでに実施済みであるが、行政相談の申出の特長として、相談者からの相談に対し、職員や行政相談委員が双方向の対話により対応することが多く、オンライン利用率の低さは申請者(相談者)の都合に起因していることが大きい。	④令和5年上期	○ 行政相談の申出(「苦情の申出」(総務省設置法第4条第1項第14号))については、対面、電話、FAX、電子メール等で受け付けており、オンライン化(電子メールによる苦情の申出)は、平成10年に既に実施済みである。苦情の申出(行政相談)は、他の一般的な行政手続とは異なり、一定の形式によりその申請や申出が受理され、また、その申出事項が法令で定められているものではなく、その対応の特徴として、職員や行政相談委員が、相談者からの具体的な相談内容を、主に、双方向の対話により伺いながら、参考となる助言や指示をし、必要に応じて関係機関に相談内容に関する照会等をした上で回答するなどの対応を行っている。このため、どのような手段で苦情を申し出るかは、相談者が抱えている相談内容に照らして大きく、オンライン利用率を引き上げるために、行政機関の前で特定の手段に該当する性質のものではなく、むしろ、苦情を受け付けられるあらゆる手段を用意しておくことが肝要だと考える。○ 令和3年9月に公表された世論調査結果では、相談の利用方法について、メール相談については若年層・中年層にニーズが見られ、電話相談や相談所での相談については、若年層から高齢層まで幅広いニーズが見られた。また、現在、行政相談の受付については、デジタルの活用観点から、令和3年度補正予算(政府情報システム緊急整備費)において手当てすることとなった行政相談委員に対するオンライン相談の予約やメール相談の受付等を行うための「行政相談委員ウェブサイト」を整備中である。○ このため、引き続き、国民のニーズの把握に努めながら、上記ウェブサイトが整備され、当該サイトを活用した行政相談委員の活動が一定程度安定すると考えられる。令和5年度を目途に、オンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を検討する。	なし				
総務省	212060	行政文書の開示請求	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)	7 国民等、民間事業者等	1 国民	実施済(一部の府省においては未実施)	169,554	8,803	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第34条第1項に基づき、当該開示決定をした上で、当該行政機関の保有する行政文書の開示を受ける手続。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	情報公開請求のオンライン化については、「国民の利便性の向上」と「行政の業務の効率化」のバランスを考えた上で、内閣府における行政文書の電子的管理の検討状況を進め、情報公開業務のプロセス全体が効率化されるよう留意しつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。あわせて、各府省と連携して、手数料のキャッシュレス化を推進する。【可能なものから順次措置】	⑧現時点で時期を示すことが困難	「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」において、「内閣府における行政文書の電子的管理の検討状況を進め、情報公開業務のプロセス全体が効率化されるよう留意しつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。あわせて、各府省と連携して、手数料のキャッシュレス化を推進する。【可能なものから順次措置】」	左に掲げたように、内閣府において、行政文書の電子的管理についての基本的な方針(平成31年3月総理決定)に基づいて、令和8年度までの文書管理全体の自動化に向けて、業務フローや仕様の検討が進められているところ、その状況を踏まえる必要がある。				
総務省	212004	行政文書に係る開示の実施の申出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)	7 国民等、民間事業者等	1 国民	実施済(一部の府省においては未実施)	164,561	538	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項に基づき、当該開示決定をした上で、当該行政機関の保有する行政文書の開示を受ける手続。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	上記と同旨。	⑧現時点で時期を示すことが困難	上記と同旨。	上記と同旨。				
総務省	11873	経済センサス基礎調査	経済センサス基礎調査規則	6 民間事業者等	1 国民	1-1 実施済	710,000程度	210,000程度	経済センサス基礎調査は、我が国のすべての産業分野における産業活動の状況等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業者・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的として実施する基幹統計調査である。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和6年度以降の調査のため、現時点では、見直しのための統計委員会への諮問案の検討中であり、統計委員会へ審議する状況ではないが、統計委員会での審議が終了次第、速やかに検討を開始する。	⑥令和6年上期	前回回答時と異なり、現在、令和6年度中の実施に向け、調査実施時期を含め、調査方法、調査事項等を検討しているところである。調査委員会における審議が完了していないが、令和5年度中には統計委員会における審議を終了し、審議を得られるようにと考えており、オンライン化促進の具体的な手法の検討は、少なくとも統計委員会における審議後の予定である。					
法務省	13112	上陸の申請	出入国管理及び難民認定法	国民等	国民	未実施	約10万件以上	なし	上陸申請時に個人識別情報(指紋及び顔写真)を提供し、上陸のための審査を受ける。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	法令により、本邦に上陸しようとする外国人は、上陸しようとする出入国港において、個人識別情報を提供し、上陸のための審査を受けなければならないとされており、オンライン化に馴染まない。なお、申請者の利便性向上の観点から、上陸時に提出する外国人入国記録(EDカード)の電子化を検討している。	①令和4年3月時点で既に取組を開始	令和3年12月20日、新規入国する外国人について外国人入国記録(EDカード)の電子化を実施済み。					
法務省	13152	債権譲渡登記事項証明書等の交付請求	不動産登記法	7 国民等、民間事業者等	1 国民	1-1 実施済	686,614	486,187	指定法務局等の登記官に対し、債権の譲渡について、登記事項証明書(債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を記載した書面)及び登記事項証明書(債権譲渡登記ファイルに記録されている登記事項の概要を証明した書面)の交付を請求し、又は本店等所在地法務局等の登記官に対し、概要記録事項証明書(債権譲渡登記概要ファイルに記録されている事項を証明した書面)の交付を請求する手続である。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	オンライン利用率目標の設定や、利用率を引き上げるための課題抽出及び課題解決のためのアクションプランの作成に当たっては、オンライン手続に係る現在の利用状況や業務システムの改善等を含む取組の実現可能性を分析する必要がある。また、その分析に当たって前提として、手続の受手である地方官署(法務局)における対象手続の利用状況や実施する取組を取りまとめた上整理する必要がある。以上のことから、基本計画の作成には相当の時間を要するため、これを10月初旬までに策定することは困難である。なお、取りまとめに要する期間は令和3年度中を目途とする。	①令和4年3月時点で既に取組を開始	法務省は、供託の申請及び供託物の払戻請求、動産譲渡登記事項証明書等の交付請求について、令和3年度中にオンライン利用率の引上げに向けた利用状況等の分析を完了し、令和4年度から速やかにオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を着実に推進する。【利用状況等の分析】令和3年度措置、(オンライン利用率を大幅に引き上げる取組)令和4年度から速やかに措置	オンライン手続の利用状況や業務システムの改善等を含む取組の実現可能性について分析を行い、令和4年3月に基本計画を策定した。				
法務省	13153	供託の申請、供託物の払戻請求	供託法	7 国民等、民間事業者等	1 国民	1-1 実施済	587,566	151,162	供託の申請とは、所定の供託書及び交付書等を供託官とともに債権者に提出し、管轄供託所において審査の上、受け入れる手続である。供託物の払戻請求とは、保管されている供託金について、供託者又は被供託者から払戻請求がされた際に、請求書、送付書及び副本ファイルの記録によって審査の上、これを払い戻す手続である。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	基本計画の作成に当たっては、達成すべきオンライン利用率の目標値について、現状の利用率を分析の上で決定する必要がある。また、目標達成に当たって講ずる取組内容については、全国に存在する地方官署(法務局)において、オンライン化率の向上に向け、システム改善による取組については、予算措置を含めた実現可能性を検討する必要がある。以上の理由により、基本計画の作成には相当の時間を要するため、これを10月までに策定することは困難である。なお、取りまとめに要する期間は令和3年度中を目途とする。	②令和4年上期	法務省は、供託の申請及び供託物の払戻請求、動産譲渡登記事項証明書等の交付請求について、令和3年度中にオンライン利用率の引上げに向けた利用状況等の分析を完了し、令和4年度から速やかにオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を着実に推進する。【利用状況等の分析】令和3年度措置、(オンライン利用率を大幅に引き上げる取組)令和4年度から速やかに措置	オンライン利用率を引き上げるための具体的な取組として、供託規則(昭和34年法務省令第4号)の一部改正を進めており、令和4年4月に公布される予定である(施行は、同年9月1日を予定)。	なし			

項目番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画の策定が困難とする理由	基本計画の策定が困難とする理由の詳細	「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」における記載事項	オンライン化及びオンライン利用率の向上に向けた具体的な取組を開始する時期	オンライン化及びオンライン利用率の向上に向けた具体的な取組内容及び今後の工程	(項目番号14で現時点で時期を示すことが困難な選択した場合)その理由と、解決すれば取組が開始できると考えられる課題	(項目番号14で「取組が適当でない」とする具体的な理由)	制度の在り方や仕組等について協議を行う関係機関	(項目番号17に記載した場合)関係機関と協議を行う内容・時期
財務省	54911	家族療養費請求書の提出	国家公務員共済組合法施行規則105条2項	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	540,000程度	0	家族療養費の支給を受けようとする組合員が、組合に請求書を出す手続。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	手続手続は、e-Govを活用してオンライン化することを予定しており、総務省行政管理局に要件定義のアンケートを提出しているが、現時点において実現の意図が示されていない。共済組合の業務システムのクラウド化等については、10月中旬にデジタル庁に相談することを予定しており、基本計画はデジタル庁との協議を踏まえて策定することとした。	1 財務省は、国家公務員共済組合法における被扶養者に係る届出等について、速やかにデジタル庁との調整を完了し、オンライン化及びオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を着実に推進する。 なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済「J」を本格的なBPR(Business Process Re-engineering)とデジタル化が進められていることを参考に、オンライン利用率を大幅に引き上げる基本計画等を策定する。 【速やかに検討を開始し、令和3年度から必要な取組を開始】	①令和4年3月時点で既に取組を開始	当該手続については、e-Gov電子申請サービスと今後リリース予定のe-Gov審査支援サービスを活用したオンライン化を検討しており、デジタル庁等との調整が完了している。 なお、e-Govを活用した申請届出のオンライン化については、速くとも令和6年度から開始することを予定している。 なお、国共済組合の内部手続きも含めた国共済手続きの完全オンライン化については、次期標準共済システム稼働後に行うことを検討している。	(項目番号14で「取組が適当でない」とする具体的な理由)	デジタル庁、国家公務員共済組合等	国共済手続きをオンライン化するに当たってのe-Gov電子申請・審査支援サービスの活用方法等について協議・調整等を進めている。	
財務省	56772	他法令の規定による許可、承認等の事項の証明手続	関税法第70条	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	1,715,862	1,404,331	関税関税法以外の他法令(他法令)による許可、承認が必要な貨物に関して、関係省庁が発給する証明書により、他法令の許可、承認を受けた旨を確認する手続。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	現状、税関としては電子化(NACCSによる証明書の電子的提出)の土壌を整えており、その証拠に輸入申告書(手続ID:57095)のオンライン利用率は99.9%を超えている。税関において確認している他法令は、輸入29法令、輸出13法令があり、その法令ごとに税関に提出することとされている証明書等は様々である。このうちオンライン化による提出が行われていないものは、他法令所管省庁又は海外機関発給の税関への証明書の提出が紙媒体で行われている。 これは、他法令所管省庁において証明書の発行が紙媒体でされており、かつ、他法令所管省庁において税関への証明書のPDF等写しによる提出を認めていないことによるものである。 このため、他法令所管省庁において証明書の発行が紙媒体でされており、かつ、他法令所管省庁において税関への証明書のPDF等写しによる税関への提出の実現に向けて他法令所管省庁へ要請している。	⑧現時点で時期を示すことが困難	他法令所管省庁との連携に関する業務上のやりとりにおいて、証明書のPDF等写しによる税関への提出を認めるよう要請しているところ、引き続き、他法令確認に係る証明書のPDF等写しによる税関への提出の実現に向けて他法令所管省庁へ要請している。	他法令所管省庁等において証明書の発行が紙媒体でされており、かつ、他法令所管省庁において税関への証明書のPDF等写しによる提出を認めていないため、他法令所管省庁がPDF等の写しによる税関への提出が認められなければならない。	経済産業省、警察庁、環境省、文化庁等	輸入貿易管理令、競争力創成所持等取締法、特定外来生物による生態系に危害を及ぼす動物の輸入禁止に関する法律、文化財保護法等の規制対象貨物の輸出入を行うにあたり必要な証明書・許可書等の提出方法を他法令所管省庁等において検討した必要がある。		
財務省	55631	納入者からの納入告知書の受領	日本銀行国庫金取扱規程	7 国民等、民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	132,800,000程度(推計値)	82,900,000程度(推計値)	当該手続は、日本銀行が納入者から納入告知書又は納付書を受領(または納付情報により)、現金の納付を受けたときは、これを領収する規定である。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	当該手続における具体的な実施については、各府省において所管・運用されるものであり、オンライン利用率を向上させるにあたっては、各府省における個々業務ごとの改善が必要であるため、当該手続項目における基本計画の策定は困難である。	⑧現時点で時期を示すことが困難		・日本銀行は、「日本銀行国庫金取扱規程」の定めるところにより、国庫金の出納並びに政府預金に関する事務を取り扱わなければならないものとされている。 ・手続ID05531納入者からの納入告知書の受領は、日本銀行が納入者から納入告知書又は納付書を受領(または納付情報により)、現金の納付を受けたときは、これを領収する規定であり、オンライン・非オンラインによる方法を認めるか否かについては納入告知書の受領権限を有する各府省が判断すべきものであることから、制度を所管していない立場の当該府省において、各府省における困難である理由と解決すれば取組が開始できると考えられる課題を述べるとは困難である。				
財務省	55657	保管金を提出すべき者からの保管金振込書の受領	日本銀行国庫金取扱規程	7 国民等、民間事業者等	2 独立行政法人等	1-1 実施済	非オンライン手続件数の推計値を把握できていないため総手続件数を把握できない	2-1 約17万件未満	当該手続は、日本銀行が保管金を提出すべき者から保管金振込書を受領(または納付情報により)、取扱官庁の保管金へ振込を受けるときは、これを取扱官庁の保管金に受け入れる規定である。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	当該手続における具体的な実施については、各府省において所管・運用されるものであり、オンライン利用率を向上させるにあたっては、各府省における個々業務ごとの改善が必要であるため、当該手続項目における基本計画の策定は困難である。	⑧現時点で時期を示すことが困難		・日本銀行は、「日本銀行国庫金取扱規程」の定めるところにより、国庫金の出納並びに政府預金に関する事務を取り扱わなければならないものとされている。 ・手続ID05657保管金を提出すべき者からの保管金振込書の受領は、日本銀行が保管金を提出すべき者から保管金振込書を受領(または納付情報により)、取扱官庁の保管金へ振込を受けるときは、これを取扱官庁の保管金に受け入れる規定であり、オンライン・非オンラインによる方法を認めるか否かについては振込書の受領権限を有する各府省が判断すべきものであることから、制度を所管していない立場の当該府省において、各府省における困難である理由と解決すれば取組が開始できると考えられる課題を述べるとは困難である。				
文部科学省	15069	標準報酬月額届出	私立学校教職員共済法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	528,371	0	学校法人等が所属する私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)の情報を取りまとめた、日本私立学校振興・共済事業団に標準報酬月額の届出をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を丁寧に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学校、短期大学、大学、専修学校・各種学校)の別別して6団体から複数回意見を聴取すること、また各団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定すると、意見聴取に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、費用の大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金等で賄うこととなることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀なくされる。 令和7年末の開始を目途にオンラインシステム構築を目指しているが、現状オンライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、以上のとおり多大な時間と費用を要することが予想されるもの、現段階では検討を開始しはばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、費用の目的が立つか等、当面の具体的な見直しを立てるに現時点で至っていない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目途に私立学校関係者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。	③令和4年下期	文部科学省において私立学校関係者等で構成する「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」を令和3年12月に開催し、オンライン化に向けた意見聴取を行い、検討を開始した。 今後は、手続の実施主体である日本私立学校振興・共済事業団における検討を促すとともに、その検討状況を踏まえて同会議で引き続き意見聴取を行い、可能なものから順次必要な措置を講じ、令和7年末の開始を目指して取組を進めていく。 また、その際には、規制改革推進会議からの提案を参考にしつつ取組を進めることとしている。					
文部科学省	15070	賞与に関する報告	私立学校教職員共済法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	1,121,259	0	学校法人等が所属する私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)の賞与に関する報告をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を丁寧に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学校、短期大学、大学、専修学校・各種学校)の別別して6団体から複数回意見を聴取すること、また各団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定すると、意見聴取に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、費用の大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金等で賄うこととなることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀なくされる。 令和7年末の開始を目途にオンラインシステム構築を目指しているが、現状オンライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、以上のとおり多大な時間と費用を要することが予想されるもの、現段階では検討を開始しはばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、費用の目的が立つか等、当面の具体的な見直しを立てるに現時点で至っていない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目途に私立学校関係者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。	③令和4年下期	文部科学省において私立学校関係者等で構成する「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」を令和3年12月に開催し、オンライン化に向けた意見聴取を行い、検討を開始した。 今後は、手続の実施主体である日本私立学校振興・共済事業団における検討を促すとともに、その検討状況を踏まえて同会議で引き続き意見聴取を行い、可能なものから順次必要な措置を講じ、令和7年末の開始を目指して取組を進めていく。 また、その際には、規制改革推進会議からの提案を参考にしつつ取組を進めることとしている。					
文部科学省	15102	付加給付の請求	私立学校教職員共済法施行規則	6 民間事業者等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	211,538	0	私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)が所属する学校法人等を通じて、日本私立学校振興・共済事業団に加入者及びその被扶養者の付加給付の請求をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を丁寧に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学校、短期大学、大学、専修学校・各種学校)の別別して6団体から複数回意見を聴取すること、また各団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定すると、意見聴取に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、費用の大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金等で賄うこととなることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀なくされる。 令和7年末の開始を目途にオンラインシステム構築を目指しているが、現状オンライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、以上のとおり多大な時間と費用を要することが予想されるもの、現段階では検討を開始しはばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、費用の目的が立つか等、当面の具体的な見直しを立てるに現時点で至っていない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目途に私立学校関係者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。	③令和4年下期	文部科学省において私立学校関係者等で構成する「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」を令和3年12月に開催し、オンライン化に向けた意見聴取を行い、検討を開始した。 今後は、手続の実施主体である日本私立学校振興・共済事業団における検討を促すとともに、その検討状況を踏まえて同会議で引き続き意見聴取を行い、可能なものから順次必要な措置を講じ、令和7年末の開始を目指して取組を進めていく。 また、その際には、規制改革推進会議からの提案を参考にしつつ取組を進めることとしている。					
文部科学省	15269	短期給付に係る請求、決定及び通知	私立学校教職員共済法施行規則	6 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)が所属する学校法人等を通じて、日本私立学校振興・共済事業団に加入者及びその被扶養者の短期給付に係る請求をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を丁寧に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学校、短期大学、大学、専修学校・各種学校)の別別して6団体から複数回意見を聴取すること、また各団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定すると、意見聴取に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、費用の大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金等で賄うこととなることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀なくされる。 令和7年末の開始を目途にオンラインシステム構築を目指しているが、現状オンライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、以上のとおり多大な時間と費用を要することが予想されるもの、現段階では検討を開始しはばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、費用の目的が立つか等、当面の具体的な見直しを立てるに現時点で至っていない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目途に私立学校関係者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。	③令和4年下期	文部科学省において私立学校関係者等で構成する「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」を令和3年12月に開催し、オンライン化に向けた意見聴取を行い、検討を開始した。 今後は、手続の実施主体である日本私立学校振興・共済事業団における検討を促すとともに、その検討状況を踏まえて同会議で引き続き意見聴取を行い、可能なものから順次必要な措置を講じ、令和7年末の開始を目指して取組を進めていく。 また、その際には、規制改革推進会議からの提案を参考にしつつ取組を進めることとしている。					
文部科学省	15270	療養費、家族療養費及び高額療養費の請求	私立学校教職員共済法施行規則	6 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	1 約10万件以上	0	私立学校教職員共済制度の加入者(教職員)が所属する学校法人等を通じて、日本私立学校振興・共済事業団に加入者及びその被扶養者の療養費、家族療養費及び高額療養費の請求をするもの	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	システム構築には、実際に手続を利用する私立学校関係者の意見を踏まえた設計が不可欠であるが、関係者である幼稚園から大学までの私立学校教職員の意見を丁寧に踏まえる必要があり、学校種別の団体(幼稚園、小学校、中・高等学校、短期大学、大学、専修学校・各種学校)の別別して6団体から複数回意見を聴取すること、また各団体が全国の私立学校の意見を各都道府県から集約することを想定すると、意見聴取に多大な時間を要することが予想される。 また、システム構築に当たって相当の費用負担が生じることが予想されるが、費用の大半は実際に手続を利用する私立学校関係者が負担する私学共済掛金等で賄うこととなることもあり、費用工面に当たっては計画的な実施が余儀なくされる。 令和7年末の開始を目途にオンラインシステム構築を目指しているが、現状オンライン化が未実施であり、1からシステムを構築することとなる一方で、以上のとおり多大な時間と費用を要することが予想されるもの、現段階では検討を開始しはばかりの状況であるため、どれほど時間を要するか、費用の目的が立つか等、当面の具体的な見直しを立てるに現時点で至っていない。 このため、令和3年度中の可能な限り速やかな時期を目途に私立学校関係者との検討の場を構築し、妥当な期間、金額等の具体的な検討を開始したい。 以上の理由から令和3年10月までに具体的な計画を示すことは困難である。	③令和4年下期	文部科学省において私立学校関係者等で構成する「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」を令和3年12月に開催し、オンライン化に向けた意見聴取を行い、検討を開始した。 今後は、手続の実施主体である日本私立学校振興・共済事業団における検討を促すとともに、その検討状況を踏まえて同会議で引き続き意見聴取を行い、可能なものから順次必要な措置を講じ、令和7年末の開始を目指して取組を進めていく。 また、その際には、規制改革推進会議からの提案を参考にしつつ取組を進めることとしている。					

項目番号: 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画の策定が困難とする理由	基本計画の策定が困難とする理由の詳細	「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」における記載事項	オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を開始する時期	具体的な取組内容及び今後の工程	(項目番号14で「現時点で時期を示すことが困難」を選択した場合)その理由と、解決すれば取組が開始できると考えられる限る	制度の在り方や仕組み等について協議を行う関係機関	(項目番号17を記載した場合)関係機関と協議を行う内容・時期
厚生労働省	47528	業務に従事する歯科衛生士の届出	歯科衛生士法	民間	3 地方	2-1 未実施	0	0	免許に関する業務に従事する歯科衛生士は、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所等を翌1月15日までに就業地の都道府県知事に届け出るもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	業務に従事する歯科衛生士の届出は国家資格等情報連携・活用システム等に紐付くが、現在システム構築の検討段階であるため計画の策定は不可である。なお、令和元年度は本届出の対象年ではない。	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	令和4年度に医政局の医療従事者届出システムにおいて、歯科衛生士の届出のオンライン化を予定している。一方デジタル庁において、令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築が行われ、令和6年度にデジタル化を開始する予定であることから、歯科衛生士の届出も当該システムとの連携を含め検討している。		デジタル庁	当該システムを活用した資格管理等の在り方について、令和6年度に向けて随時協議。	
厚生労働省	119355	被保険者証の返還	高齢者の医療	5 国民	3 地方	2-1 未実施			被保険者証の返還を行うもの。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者証の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の被保険者証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	令和3年10月にオンライン資格確認等システムの本格運用を開始したところであり、今後紙の証を返還する手続について、検討する必要がある。				
厚生労働省	119358	限度額適用認定証の返還	高齢者の医療	5 国民	3 地方	2-1 未実施			限度額適用認定証の返還を行うもの。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者証の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の限度額適用認定証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	令和3年10月にオンライン資格確認等システムの本格運用を開始したところであり、今後紙の証を返還する手続について、検討する必要がある。				
厚生労働省	119359	限度額適用・標準負担額減額認定証の返還	高齢者の医療	5 国民	3 地方	2-1 未実施			限度額適用・標準負担額減額認定証の返還を行うもの。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者証の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の限度額適用・標準負担額減額認定証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	令和3年10月にオンライン資格確認等システムの本格運用を開始したところであり、今後紙の証を返還する手続について、検討する必要がある。				
厚生労働省	119360	被保険者証の返還	国民健康保険	5 国民	3 地方	2-1 未実施			国民健康保険の被保険者が被保険者資格を喪失した場合等に、被保険者が属する世帯の世帯主が市町村に対して被保険者証を返還する。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者証の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の被保険者証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	令和3年10月にオンライン資格確認等システムの本格運用を開始したところであり、今後紙の証を返還する手続について、検討する必要がある。				
厚生労働省	119361	高齢受給者証の返還	国民健康保険	5 国民	3 地方	2-1 未実施			高齢受給者証の交付を受けた国民健康保険の被保険者が、国民健康保険法施行規則第七條の四第2項各号に該当するに至った場合等に、被保険者が属する世帯の世帯主が、市町村に対して高齢受給者証を返還する。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	令和3年10月までにオンライン資格確認の本格運用が開始され、被保険者証の確認をオンラインで行うことができるようになるが、当分は、オンライン資格確認と並行して紙の高齢受給者証の発行も継続する必要があるため、紙の証を返還する手続について、当面の間、オンライン化することはできないものであり、基本計画の策定は困難である。	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	令和3年10月にオンライン資格確認等システムの本格運用を開始したところであり、今後紙の証を返還する手続について、検討する必要がある。				
厚生労働省	45540	技能検定の受検の申請	職業能力開発	5 国民	3 地方	2-1 未実施	30000程度		技能検定試験の受検の申請について、各都道府県職業能力開発協会に行うもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	技能検定の受検申請は国家資格等情報連携・活用システムに紐付くが、現在システム構築の検討段階であるため計画の策定は不可である。	厚生労働省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格情報連携に関する管理システムの開発・構築の状況を踏まえつつ、技能検定の受検の申請、医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手続について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。 【可能なものから順次措置】	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	デジタル庁において、令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築が行われ、令和6年度にデジタル化を開始する予定。	デジタル庁	当該システムを活用した資格管理等の在り方について、令和6年度に向けて随時協議。	
厚生労働省	47342	医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手続	医師法施行規則	5 国民	1 国	2-1 未実施	119,671		願書、写真等出願時に必要となる書類の提出並びに受検手数料等の納付など。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手続は国家資格等情報連携・活用システム等に紐付くが、現システム構築の検討段階であるため計画の策定は不可である。	厚生労働省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格情報連携に関する管理システムの開発・構築の状況を踏まえつつ、技能検定の受検の申請、医師等国家試験及び医師等国家試験予備試験の手続について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。 【可能なものから順次措置】	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	デジタル庁において、令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築が行われ、令和6年度にデジタル化を開始する予定。	デジタル庁	当該システムを活用した資格管理等の在り方について、令和6年度に向けて随時協議。	
厚生労働省	47659	歯科医師の届出	歯科医師法	5 国民	1 国	2-1 未実施	0	0	歯科医師は、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所等を翌1月15日までにその住所地の都道府県知事を經由して厚生労働大臣に届け出るもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	歯科医師の届出は国家資格等情報連携・活用システム等に紐付くが、現在システム構築の検討段階であるため計画の策定は不可である。なお、令和元年度は本届出の対象年ではない。	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	令和4年度に医政局の医療従事者届出システムにおいて、歯科医師の届出のオンライン化を予定している。一方デジタル庁において、令和5年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築が行われ、令和6年度にデジタル化を開始する予定であることから、歯科医師の届出も当該システムとの連携を含め検討している。	デジタル庁	当該システムを活用した資格管理等の在り方について、令和6年度に向けて随時協議。		
厚生労働省	217050	技能実習計画の認定申請	外国人の技能	7 国民	2 独立行政法人等	2-1 未実施	370,245		技能実習を行わせようとする者(実習実施者)が、技能実習計画を作成し、認可法人外国人技能実習機構に認定申請を行うもの。	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	オンライン化方針であるものの、受け入れ(手続の受け手)において、少なくとも令和4年3月までオンライン化の実現が困難であること、併せては本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、実証研究の進展を踏まえ、可能な限り前倒しを図りつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げについて、可能なものから順次必要な措置を講ずる。 【令和3年度末まで実施されている調査研究の結果を踏まえ、可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置】	7令和6年下期以降(項目番号15で明示)	外国人技能実習機構において、令和4年3月まで、オンライン化の手法等について調査を行い、令和7年度末までにオンライン化する予定である。	外国人技能実習機構	外国人技能実習機構における調査結果を踏まえ、令和4年4月以降、オンライン化の手法やシステムの設計等について協議を行う。		
厚生労働省	52426	個人型年金加入申請書	確定拠出年金法施行規則	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	411,917	0	連合会に申し出て個人型年金加入者となるもの。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	本手続については、既に国民年金基金連合会での事務はオンライン化可能であるところ、經由機関として民間事業者を採っており、一連の手続をオンライン化するにはその民間事業者においてもオンライン化を行う必要がある。民間事業者のオンライン化は民間事業者の選択に委ねられることから、今回の計画の性質とそぐわず、目標利用率を設定してもその実現が困難であるため。	3令和4年下期	民間事業者に対して、手続オンライン化の検討を依頼する通知を发出する。				
厚生労働省	52434	個人型年金への移換の申請	確定拠出年金法	5 国民等	2 独立行政法人等	2-1 未実施	150,593	0	企業型年金の企業型年金加入者であった者が、連合会に個人別管理資産の移換を申し出て個人別管理資産を連合会に移換するもの。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	本手続については、既に国民年金基金連合会での事務はオンライン化可能であるところ、經由機関として民間事業者を採っており、一連の手続をオンライン化するにはその民間事業者においてもオンライン化を行う必要がある。民間事業者のオンライン化は民間事業者の選択に委ねられることから、今回の計画の性質とそぐわず、目標利用率を設定してもその実現が困難であるため。	3令和4年下期	民間事業者に対して、手続オンライン化の検討を依頼する通知を发出する。				
厚生労働省	52006	国民年金被保険者住所変更届(同一市区町村外)	国民年金法	5 国民	3 地方	2-1 未実施		0	国民年金の被保険者が住所を変更した場合、市区町村役場に当該届を提出する。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。	1令和4年3月時点で既に取組を開始	被保険者及び年金受給者の基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けの完全化を目指し取組を行った結果、日本年金機構におけるマイナンバーの登録率はR3.9末時点で99.73%に達している。引き続き、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの完全化を目指して、以下の取組を実施する。 ○被保険者については、被保険者種別に応じて市区町村、事業主又は被保険者本人に対して照会を行う。 ○年金受給者については、現況届によりマイナンバー又は住民票の住所の提出を求める。				
厚生労働省	51735	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険被保険者氏名変更訂正届	厚生年金法	6 民間	2 独立行政法人等	1-1 実施済	237,669		○事業主・船舶所有者は、被保険者の氏名が変更された場合に当該届を提出する。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。	1令和4年3月時点で既に取組を開始	被保険者及び年金受給者の基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けの完全化を目指し取組を行った結果、日本年金機構におけるマイナンバーの登録率はR3.9末時点で99.73%に達している。引き続き、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの完全化を目指して、以下の取組を実施する。 ○被保険者については、被保険者種別に応じて市区町村、事業主又は被保険者本人に対して照会を行う。 ○年金受給者については、現況届によりマイナンバー又は住民票の住所の提出を求める。				
厚生労働省	51777	厚生年金被保険者住所変更届	厚生年金法	6 民間	2 独立行政法人等	1-1 実施済	873,823		○事業主・船舶所有者は、被保険者の住所が変更された場合、住民票住所以外の住所等の登録を希望する場合に当該届を提出する。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。	1令和4年3月時点で既に取組を開始	被保険者及び年金受給者の基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けの完全化を目指し取組を行った結果、日本年金機構におけるマイナンバーの登録率はR3.9末時点で99.73%に達している。引き続き、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの完全化を目指して、以下の取組を実施する。 ○被保険者については、被保険者種別に応じて市区町村、事業主又は被保険者本人に対して照会を行う。 ○年金受給者については、現況届によりマイナンバー又は住民票の住所の提出を求める。				
厚生労働省	51886	国民年金・厚生年金保険被保険者氏名変更届(厚生年金保険)	厚生年金法	5 国民	2 独立行政法人等	1-1 実施済	1,439,424		○年金受給者が、引き続き年金を受ける権利があるかどうか、年に1回現況届の届出を行う。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。 ※ただし、当該件数には加齢年金受給者との生計関係を確認するための「生計維持確認届」の件数(約110万件)が含まれており、対象外とするのはそれ以外の現況届の件数のみとする。	1令和4年3月時点で既に取組を開始	被保険者及び年金受給者の基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けの完全化を目指し取組を行った結果、日本年金機構におけるマイナンバーの登録率はR3.9末時点で99.73%に達している。引き続き、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの完全化を目指して、以下の取組を実施する。 ○被保険者については、被保険者種別に応じて市区町村、事業主又は被保険者本人に対して照会を行う。 ○年金受給者については、現況届によりマイナンバー又は住民票の住所の提出を求める。				

項目番号: 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
所管府省	手続ID	手続名	根拠法令	手続主体	手続の受手	オンライン化の実施状況	(令和元年度)総手続件数	(令和元年度)オンライン手続件数	手続の概要	基本計画の策定が困難とする理由	基本計画の策定が困難とする理由の詳細	「当面の規制改革の実施事項(令和3年12月22日規制改革推進会議)」における記載事項	オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を開始する時期	具体的な取組内容及び今後の工程	(項目番号14で「現時点で時期を示すことが困難」を選択した場合)その理由と、解決すれば取組が開始できると考えられる限層 (項目番号14で「取組が適当でない」を選択した場合)各府省が「取組が適当でない」とする具体的な理由	制度の在り方や仕組み等について協議を行う関係機関	(項目番号17を記載した場合)関係機関と協議を行う内容・時期
厚生労働省	51916	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届(厚生年金保険)	国民年金法第45条	国民	2 独立	1-1 実施済	1,138,223		○年金受給権者が死亡したとき、戸籍法で定められている死亡届出義務者が届出を行う。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	日本年金機構にマイナンバーが登録されている者については、住基ネットの異動情報を活用し、当該届書の提出は原則不要としているところ、件数については本来提出不要である件数も含めて計上されている。当該届書については、マイナンバーの未登録者の解消を進め、届書の提出手続を不要とすべき手続であって、オンライン利用率向上の取組を進める手続ではないため基本計画の対象外とする。		①令和4年3月時点で既に取組を開始	被保険者及び年金受給者の基礎年金番号とマイナンバーとの紐付けの完全化を目指し取組を行った結果、日本年金機構におけるマイナンバーの登録率はR3.9月時点で99.73%に達している。引き続き、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けの完全化を目指して、以下の取組を実施する。 ○被保険者については、被保険者種別に応じて市区町村、事業主又は被保険者本人に対して照会を行う。 ○年金受給者については、現況届によりマイナンバー又は住民票の住所の提出を求める。			
厚生労働省	52010	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書	国民年金法第45条	国民	2 独立	1-1 実施済	219,786		○国民年金保険料をクレジットカードにより納付したいときに当該申出書を提出する。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	平成28年の割賦販売法改正により、PCI DSS準拠又はクレジットカード情報の非保持化が求められ、現行の日本年金機構のシステムにおいてはクレジットカード番号を取り扱えない。現在、電子申請の受付を停止しており、同じ手続方法でオンライン申請を再び可能とすることは困難なため、基本計画の対象外とする。		⑧現時点で時期を示すことが困難	今後、政府全体でキャッシュレス納付の取組が進められる中で、その共通基盤整備の状況を踏まえつつ、手続者の利便性を高める方法について、検討を進めていく。	PCI DSS準拠又はクレジットカード情報の非保持化が求められていることから、他のオンライン化している手続と同様のオンライン申請は実施できず、キャッシュレス化の取組に伴う共通基盤整備の状況が明らかでないため、具体的な検討に着手できない。	デジタル庁	政府全体でキャッシュレス納付の取組が進められる中で、その共通基盤整備の状況を踏まえつつ、必要な時期に協議を行う。
農林水産省	15689	調査票の提出	農林業センサス規則	7 国民等、民間事業者等	4-3 国又は地方等	1-1 実施済	1232000程度	87000程度	農林業センサスの調査票を提出していただく手続	(7)合理的な理由から令和3年10月までに計画の策定が困難な手続	本手続は5年に1度実施する統計調査の報告に関する手続であり、次回は令和6年度に実施予定。本統計調査のオンライン利用率向上を含めた調査の計画については、令和4年度以降に開催するセンサス研究会(本統計調査の調査項目、調査手法等について幅広く検討を行う統計部長の私的諮問機関)や統計委員会(本統計調査の変更等、統計法に定める事項に関する審議等を行う統計法で総務省に設置すると規定されている機関)を経て検討することとなり、令和3年10月までに基本計画の策定を行うことは困難である。 なお、農林業センサス研究会については、令和4年度中に5回程度開催予定。うち、第1回は令和4年6月に予定。また、統計委員会については、令和5年5月諮問、その後部会の審議を経て令和5年8月に答申予定(日程は総務省が決定するため、前記(5年前)の実績により想定)。		②令和4年上期	令和4年度に開催する農林業センサス研究会において、2025年農林業センサスの調査項目や調査計画等に関して有識者から意見を聴取し、ここでの議論を踏まえながらオンライン利用率の向上に資する調査方法を検討する。			
国土交通省	111563	払戻金又は返還金の支払請求	モーターボート競走法	国民等	地方等	実施済	1 10万件以上	不明	モーターボート競走において、舟券を払戻機に読み込ませて、払戻金及び返還金の支払い・払戻しを機器から受け取る手続き。	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	モーターボート競走では、舟券払戻の方法に関し、紙に制限する等の規定は定めていない。従って、競走を実施する全ての競走場における旅行者(地方自治体)は、既にインターネットを介したオンライン取引を取り入れている。また、舟券の全売上の約78%はインターネットを介して購入及び払戻しが行われているところ。一方、旅行者は、購入者の利便性を確保するため、紙による取扱いも確保しており、オンラインを好まない一定数の利用者は、依然として紙による手続きを選択している。 また、全ての旅行者は、競走場における発売・払戻手続きを機械化しており、発売・払戻しにかかる経費は、既に極限まで削減していることから、オンライン化率の向上による効果は小さい。 このような中で、すべての購入方法をオンラインに切り替えた場合、購入者の利便性を阻害するだけでなく、購入者離れによる売上の減少に伴う自治体の収入減少につながるため、利用者・自治体双方にとってメリットはない。 従って、本手続については計画の策定が困難である。		⑨取組が適当でない	未定	し列の基本計画の策定が困難としている理由に記載のとおり、モーターボート競走では、舟券払戻の方法に関し、紙に制限する等の規定は定めていない。従って、競走を実施する全ての競走場における旅行者(地方自治体)は、既にインターネットを介したオンライン取引を取り入れている。また、舟券の全売上のうち、約78%はインターネットを介して購入及び払戻しが行われているところである。 一方、旅行者は、購入者の利便性を確保するため、紙による取扱いも確保しており、オンラインを好まない一定数の利用者は、依然として紙による手続きを選択している。 また、全ての旅行者は、競走場における発売・払戻手続きを機械化しており、発売・払戻しにかかる経費は、既に極限まで削減していることから、オンライン化率の向上による効果は小さい。 このような中で、すべての購入方法をオンラインに切り替えた場合、購入者の利便性を阻害するだけでなく、購入者離れによる売上の減少に伴う自治体の収入減少につながるため、利用者・自治体双方にとってメリットはない。 従って、オンラインと紙の両方の手段を提供する現状が最適な状態であるため、オンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を開始する時期や、取組が開始できると考えられる課題を明示することは困難である。	無し	
国土交通省	33925	自動車検査証の記載事項の変更について(自動車検査証の記入(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。))	道路運送車両法	7 国民等、民間事業者等	1 国	1-1 実施済	382,220	0	車検証の記載事項に変更があった場合に使用者が記載の変更を受けるもの	(6)合理的な理由から計画の策定自体が困難である手続	既に基本計画を策定している自動車の変更登録(33626)、移転登録(33627)に含まれる手続の一部も、本項目の手続件数に含まれているが、これらを除いた手続件数は6万件程度であり、10万件を下回るため、基本計画の策定は不要。		②令和4年上期	既に公表している「予備検査のオンライン申請」の基本計画中に本手続のオンライン化に向けたアクションプランを追加策定し、「予備検査・構造等変更検査のオンライン申請」に改訂することとする。			